



議案第五三三号

専決処分事項の報告について

地方自治法第七十九条第一項の規定により三朝町税条例の一部を改正する条例を別紙の通り専決したので同条第三項の規定によつて報告し議会の承認を求める。

昭和四十三年五月二十七日 報告

三朝町長

坂出 稚己

昭和四拾参年五月露七日 承認

三朝町議会議長

矢田 秀雄

昭和四十三年専決第六号

地方自治法第百七十九条の規定により 三朝町税条例の
一部を改正する条例を専決する

昭和四十三年五月十日

三朝町長 坂出雅巳

三期町税条例の一部を改正する条例

三期町税条例（昭和三十三年三期町 条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「第六項」を「第五項」に改める。

第二十四条第一項第三号中「二十六万円」を「二十八万円」に改める。

第二十四条の二第一項及び第二項中「社会保険料控除額」の下に「小規模企業共済掛金控除額」を加える。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。

（簡易税額表）

第三十四条の五 所得割の納税義務者で課税総所得金額（前条の規定による申告書の提出があつた場合において同条の規定により所得税法第九十条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額）が百万円以下のものに對する所得割の額は前二条の規定によつて計算した金額によつて、その者の課税総所得金額に應じ別表第一に定める金額による。

2 所得割の納税義務者で課税山林所得金額が百万円以下のものに對する所得割の額は第三十四条の三の規定によつて計算した金額によつて、その者の課税山林所得金額に應じ、別表第二に定める金額による。

第四十八条第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

第五十条第三項及び第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

第八十四条の見出しを「（軽自動車税の賦課量収等の特例）」に改め、同条第一項中「納税義務者」の下に「（軽自動車、小型特殊自動車のうち農林作業用自動車以外のもの又は二輪の小型自動車に對して課する軽自動車税に

係るものに限る。以下本条において同じしを加える。

第八十五条ただし書を次のように改める。

(ただし、第九十一条第一項の規定による標識を交付する場合(原動機付自転車及び小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車については、賦課期日後に当該標識を交付する場合に限る。))においては、証紙徴収の方法によつて徴収する。)

第八十六条を次のように改める。

(一) (軽自動車税の証紙徴収の手続)

第八十六条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する軽自動車税の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第一項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。

ただし、当該納税者が納税証紙の額(面金額)に相当する現金を納付したときは当該申告書に納税済印を押すことによつて納税証紙に代えるものとする。)

第八十六条の二を削る。

第九十条第二項中「年度、期別及び税額」を「税額」に改める。

第九十一条第二項中「第八十条第二項但し書及び第八十一条第二号の規定によつて軽自動車税を課せられない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者」を「法第四百四十三条若しくは第八十一条第二号又は第八十条第二項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自動車又は小型特殊自動車の所有者又は使用

しに改め、同項後段を次のように改める。

軽自動車税を課せられるべき原動機付自動車又は小型特殊自動車は法第四百四十三条若しくは第八十一条第三号又は第八十条第二項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自動車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

第九十一条第七項中「所有しないこと」を「所有し若しくは使用しないこと」に改める。

附則第十五項及び第十六項を次のように改める。

(昭和四十三年度の 町 又は消費税に関する特例)

15 昭和四十三年度の 町 又は消費税に係り、第九十二条第三項の規定の適用については、同項中「製造又はこの本数を」とあるのは、製造又はこの本数に「一・〇・一三」を乗じて得た本数を」とする。

16 昭和四十三年度から昭和四十八年度までの六年度分の個人の 町 民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条の二第一項に規定する事業所得を有する場合において、第三十六条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において 町 民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時までに提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。)に当該事業所得の明細に關する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると 町 長が認めるときを含む。)は、当該事業所得に係る 町 民税の所得割の額(前年の第三十三条第一項に規定する総所得金額に係る 町 民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の

総所得金額に係る 町 民税の所得割の額を控除した額とする。()を免除する。

別表を別表第三に改め附則の次に別表第一及び別表第二を加える。

附 則

(施行期 日)

第一条 この条例は交付の日から施行する。

(町 民税に關する規定の適用)

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の 町 民税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の 町 民税に關する部分は、昭和四十三年度分の個人の 町 民税から適用し、昭和四十二年分までの個人の 町 民税については、なお従前の例による。

2 新条例別表第三は、昭和四十三年四月一日以後に支払われる第五十三条の二に規定する還職手当等に係る第五十三条の八の規定によつて徴収する税額(以下この項において「特別徴収税額」という。)又は同日以後に確定する第五十三条の十二第一項の規定によつて徴収する税額(以下この項において「普通徴収税額」という。)の算定について適用し、同日前に支払われた当該還職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

(軽自動車税に關する規定の適用)

第三条 新条例の規定中軽自動車税に關する部分は、昭和四十三年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十二年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。